

掲示期間 4.1-4.10

新潟市告示第280号

新潟市岩室健康増進センター利用料等の徴収事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定に基づき、新潟市岩室健康増進センターの利用料等の徴収を平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間、次のとおり委託したので同施行令第158条第2項の規定により告示する。

平成28年4月1日

新潟市長 篠田 昭

徴収事務を行う場所	徴収事務委託者
新潟市西蒲区石瀬3331番地1 新潟市岩室健康増進センター	岩室観光開発株式会社 代表取締役 三 富 新 一